



特に重要な事項の お知らせ

—注意喚起情報—

この書面は、ご契約に際してのお客さまの告知義務や告知義務違反による不利益、保障の開始時期、給付金等が支払われない場合、保障の効力が失われる場合など、特にご注意ください。ご確認いただきたい事項の概略を記載しています（お客さまへの注意喚起情報）。なお、個人情報のお取扱いについては、「ご契約のしおり抜粋」をご確認ください。

①お申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について

保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。

②告知義務について

①保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。

告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。当社はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「告知書」でおたずねいたします。事実をありのままに、正確に、もれなく告知してください。

※告知の仕方など具体的な内容の詳細につきましては、別途、「告知書・意向確認書のご記入について」をご参照ください。

②当社の社員や生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます)に口頭でお知らせいただいても告知したことはなりません。

告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の書面である「告知書」を介して受領）が有しています。当社の社員や生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます）には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことはなりませんので、ご注意ください。

③契約確認・給付金等の確認について

保険契約の申込後または給付金等の請求および保険料の払込免除のご請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、申込内容や告知内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

④お引受けの判断結果について

当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態、すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。

⑤傷病歴・通院事実等を告知された場合

・当社指定の健康診断結果通知書類や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
・保険契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1. 無条件でご契約をお引受けする
2. 特別な条件付でご契約をお引受けする
3. 今回のご契約はお断りする

③正しく告知しなかった場合のデメリットについて

①告知義務違反による保険契約の解除

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます。以下同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。

・責任開始日から2年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、当社は保険契約を解除することがあります。
・保険契約が解除された場合には、解約の際にお支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

②給付金等をお支払いできないことがあります。

当社が保険契約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません（「給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、給付金等をお支払いするか、または保険料の払込みを免除することがあります）。

③告知義務違反の内容が特に重大な場合には保険契約を取り消すことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治すことが非常に難しい、または死亡のおそれが極めて高い病気に現在かかっている」、または「過去にかかったことがある」ことについて、故意に告知しなかった場合、入院中に申込み（告知）した場合等、詐欺による取消の規定により保険契約を取り消し、給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
・詐欺による取消の場合には、すでに払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

告知に関して、ご不明な点、疑問点、内容訂正や告知もれがある場合などは、「カスタマーサービスセンター」にご連絡いただけますようお願いいたします。

フリーダイヤル 0120-506-094 (9:00～18:00)

日曜日、年末年始の休業日を除く

④責任開始時(日)について

①生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書および告知書にもとづく当社の承諾が必要となります。

当社の社員や生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます）はお客さまと当社の保険契約締結の媒介（取り次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

②保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といたします。

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、つぎのときが責任開始時となります。

- ・第1回保険料から口座振替の方法により保険料を払い込む場合
……第1回保険料振替日
- ・第1回保険料からクレジットカード決済により払い込む場合
……当社がクレジットカードの有効性等の確認をした時

※がんにかかわる保障は、がん責任開始日（責任開始日からその日を含めて91日目）より保障します。

⑤保険料の払込免除について

被保険者が、つぎのいずれかの状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

- ・責任開始時以後に発生した不慮の事故によって、その事故の日から180日以内に、片眼失明、両耳聴力喪失などの約款所定の身体障害の状態に該当したとき
- ・責任開始時以後に発生した傷害または疾病で両眼失明などの約款所定の高度障害状態に該当したとき

※がん責任開始日前にがんを原因として高度障害状態に該当した場合には、保険料の払込みを免除しません。

つぎのいずれかに該当した場合には、この規定は適用となりません。

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・被保険者の犯罪行為による場合
- ・保険料払込期間経過後の場合 など

⑥給付金等をお支払いできない場合について

■支払事由に該当しない場合

つぎの場合には給付金等をお支払いできません。

保険料の払込免除については、責任開始時*（復活の責任開始時を含みます。）前に生じていた原因による場合には、保険料払込免除事由に該当したことはなりません。

ただし、原因となった病気*や傷害等について告知いただいでおり、当社がその告知内容に基づいて承諾した場合は、告知内容が正確かつ十分である限り、責任開始時以後の原因によるものとみなします。また、原因となった病気*や傷害等について病院への受診歴や健康診断等での異常指摘がなく、かつ、その病気や傷害等による症状について保険契約者および被保険者に認識や自覚がなかった場合も責任開始時以後の原因によるものとみなします。

*がん責任開始日前にがんを原因とした高度障害状態に該当した場合でも、保険料払込免除事由に該当したことはなりません。

■免責事由に該当した場合

■地震、噴火または津波もしくは戦争その他の変乱により保険料の払込免除事由に該当した場合

■告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約が解除された場合

■保険契約が重大事由*により解除された場合

*重大事由とは、

- ①保険契約者、被保険者または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②この保険契約の給付金等の請求に関して、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ⑤上記①②③④の他、当社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③④

と同等の重大な事由があるときをいいます。

※上記の事由が生じた以後に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は給付金等のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。また、すでに保険料の払込みを免除していたときでもその保険料の払込みを求めることができます。

- (* 1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (* 2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- 保険契約が詐欺による取消または不法取得目的による無効とされた場合
- 保険契約が失効している場合
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合

⑦保険料の払込猶予期間、保険契約の失効、復活等に関する事項

①払込期日と猶予期間

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に当社へ払い込んでください。口座振替の場合は、保険契約者の指定金融機関等の口座から当社の指定日に保険料を自動的に振り替えます。

なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算して振り替えられます。

払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、下記の払込猶予期間内に払込みください。

- ・月払契約の場合
……払込期月の翌月初日から末日まで
- ・年払契約・半年払契約の場合
……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

②猶予期間経過による失効

払込猶予期間内に払込みがないと、保険契約は失効します。

※保険料の自動的な立替制度（自動振替貸付）の取扱いはありませんのでご注意ください。

③復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、失効の日からその日を含めて1年以内であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知書の提出と失効している期間の保険料（およびその利息）の払込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。保険契約の復活を当社が承諾した場合には、告知書の提出と失効している期間の保険料（およびその利息）の払込みがともに完了した日を復活日とし、当社をご契約上の保障を開始します。

復活に際しても、「②告知義務について」、「③正しく告知しなかった場合のデメリットについて」、「⑥給付金等をお支払いできない場合について」がそれぞれ適用されますのでご注意ください。

⑧解約と解約払戻金について

解約される場合には、解約請求書をご請求のうえ、お手続きください。

この保険はつぎのとおり解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。

【主契約】

- ・終身払の場合、解約払戻金はありません。
- ・終身払以外の場合、保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後かつ保険契約のすべての保険料の払込終了後、主契約の基本給付金額の10倍をお支払いします。

【がん先進医療特約】

解約払戻金はありません。

主契約を解約した場合、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

⑨現在の保険契約を解約または減額し、新たな保険をご契約し直す場合について

①現在の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。

②新規の保険契約と同様に告知義務があります。

告知いただいた内容によっては、新たな保険契約をお引受けできなかったり、告知が必要な傷病歴等を告知されなかったために新たな保険契約が解除または取消しとなったりすることもありますので、ご注意ください。

新たな保険をご契約し直す場合も、「②告知義務について」、「③正しく告知しなかった場合のデメリットについて」、「⑥給付金等をお支払いできない場合について」が適用されます。

③正しく告知された場合でも責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。詳しくは「⑥給付金等をお支払いできない場合について」をご確認ください。

④現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

⑩給付金等のお支払いに関するお手続き等について

①お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要があります。

すので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

②当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所を変更された場合には、必ずカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

③給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の種類の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

④被保険者が給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル 0120-506-094 (9:00~18:00)

日曜日、年末年始の休業日を除く

⑪業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

⑫生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問合せ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

⑬苦情のお申出先および相談窓口について

①生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・照会につきましては、当社お客様相談窓口へご連絡ください。

生命保険のお手続きについて：

フリーダイヤル 0120-506-094 (9:00~18:00)

日曜日、年末年始の休業日を除く

保険契約に関する苦情・照会について：

お客様相談窓口 042-548-5572 (9:00~17:00)

土日祝日、年末年始の休業日を除く

②当社の商品にかかる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。

社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1

新国際ビル3階（生命保険協会内）

電話番号 03-3286-2648

（土日祝日、休業日を除く9:00~17:00）

【お申込内容記入欄】

下記にお申込内容記入欄を設けましたので、弊社より連絡等があるまでお申込内容の控えとしてご利用ください。なお、お申込後に保障内容が変更となる場合もありますので、あらかじめご了承願います。お申込の承諾が決定いたしました場合には、改めて保険契約者宛てにお引受けする保険契約の内容をご通知いたします。

被 保 険 者：	男 性 ・ 女 性
契 約 年 齢：	歳
保 険 料 払 込 期 間：	終身払 ・ 60歳払済 ・ 65歳払済
保 険 料 払 込 回 数：	月払 ・ 半年払 ・ 年払
基 本 給 付 金 額：	円
保 險 料：	円
指 定 代 理 請 求 人：	（続柄： ）